

住宅修理を訪問勧誘されても慎重に考えましょう

【事例】

台風が通過した翌日、倒れたアンテナの修理で近所に来た業者がやって来て、「お宅の屋根瓦が壊れている。このままでは大変なことになる。今なら修理費５０万円を３０万円に値引きする」と言われた。安いと思って修理をお願いすることにしたら、その日のうちに工事に着手してしまった。しかし、知り合いに聞いたら「費用が高い。そういう手口で騙す業者もいる」と言われた。工事は始まっているがやっぱりやめたい。

【事例】

数日前、業者が家に訪問して来て、「災害で壊れた場合には火災保険の申請ができる」「お金は一切かからない」などと無償で修繕工事ができるようなことを言われた。実際、この前の台風で壊れたかもしれない雨樋があるが、お願いするかどうかわからない。

住宅修理の訪問勧誘で業者がよく使うキーワードは「無料」「割引」です。「無料で点検します」と言って懐に入り込み、「今、契約したら割り引きますよ」と言って十分な判断時間を与えずに契約を取り付けようとしします。実際は、元の金額が高く設定されて、割引やサービスがあっても安くはない場合があります。

また、「火災保険」の利用は災害に遭った場合に限り、必ず保険適用されるわけではありません。

【消費者へのアドバイス】

- ①すぐに契約しない。契約をせかす業者には気をつける。
- ②訪問販売の場合、工事着工後でもクーリング・オフができることがある。
- ③保険の適用に関しては保険会社に内容を確認する

トラブルに遭った場合には、お近くの消費生活センター等へ相談してください。
全国共通の電話番号である１８８へかければつながります。

「１８８（いやや）！ 泣き寝入り」と覚えてください。